

○茨城県地方警察職員の懲戒取扱いに関する訓令

昭和32年12月1日

本部訓令第16号

〔沿革〕 昭和35年10月本部訓令第16号、12月第26号、37年3月第1号、38年8月第11号、39年3月第6号、40年2月第1号、42年9月第13号、43年3月第2号、46年7月第12号、47年10月第16号、49年3月第1号、53年3月第1号、55年3月第6号、56年3月第7号、第16号、60年9月第12号、62年3月第8号、平成6年9月第21号、8年10月第15号、11年3月第3号、13年3月第1号、15年3月第7号、17年4月第12号、19年3月第4号、25年10月第17号、12月第20号、26年5月第17号、27年3月第7号、7月第15号、28年3月第5号、第12号改正

茨城県地方警察職員懲戒取扱規程を次のように定める。

茨城県地方警察職員の懲戒取扱いに関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、茨城県警察職員の懲戒の取扱いに関し、地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年茨城県条例第42号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「職員」とは、警察本部長(以下「本部長」という。)が任命する職員をいう。

2 この訓令において「監督者」とは、職員を監督する地位にある者をいう。

3 この訓令において「所属」とは、茨城県警察処務に関する訓令(昭和46年茨城県警察本部訓令第10号。以下「処務訓令」という。)第2条第1号に規定する所属をいう。

4 この訓令において「所属長」とは、処務訓令第2条第2号に規定する所属長をいう。

第3条 この訓令において「規律違反」とは、地方公務員法第29条第1項各号の一に該当する場合をいう。

(規律違反の申立て)

第4条 職員に規律違反があると認める者は、証拠を添えて書面により本部長に申し立てることができる。

(所属長の責務)

第5条 所属の職員に規律違反があると認める所属長は、規律違反発生報告書(様式第1号)により、直ちに警務部首席監察官(以下「首席監察官」という。)に報告しなければならない。

(監督者の責務)

第5条の2 監督する職員に規律違反があると認める監督者(所属長を除く。)は、直ちにその旨を所属長に報告しなければならない。

(職員の責務)

第5条の3 次の各号に掲げる職員に規律違反があると認める職員(監督者及び所属長を除く。)は、速やかにその旨をそれぞれ当該各号に掲げる者に報告するよう努めなければならない。

(1) 自らが属する所属の職員 所属長又は警務部監察室に勤務する職員

(2) その他の職員 警務部監察室に勤務する職員

(首席監察官の責務)

第6条 首席監察官は、職員に規律違反があると認めるときは、直ちに事実を調査し、懲戒手続に付する必要があると認めるときは、申立書(様式第2号)に次に掲げる証拠及び身上調査書(様式第3号)を添えて本部長に申し立てなければならない。

- (1) 本人の聴取書又は始末書(本人が供述又は始末書の提出を拒んだときは、事実調査書)
- (2) 関係人の聴取書又は答申書
- (3) 申告に係るものについては、その申告の書類
- (4) その他の証拠

2 職員及び茨城県警察に勤務する地方警務官は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(懲戒審査委員会)

第7条 茨城県警察本部に懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、本部長の要求に基づき、職員の規律違反の事案を審査するものとする。

(委員会の組織)

第8条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 委員長 本部長
- (2) 副委員長 警務部長
- (3) 委員 警務部総務統括官、首席監察官、生活安全部長、生活安全部人身安全対策統括官、地域部長、刑事部長、刑事部組織犯罪対策統括官、交通部長、警備部長、警察学校長、警務部参事官及び同部監察官

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、警務部監察室において処理する。

(審査の要求)

第10条 本部長は、第4条又は第6条第1項に規定する申立てを受けた場合において、その規律違反に対し懲戒処分を必要と認めるときは、懲戒審査要求書(様式第4号)に証拠を添えて、直ちに委員会に当該事案の審査を要求するとともに、申し立てられた職員(以下「被申立者」という。)にその旨通知するものとする。ただし、被申立者の所在を知ることができない場合においては、その通知を省略することができるものとする。

2 前項の通知を受けた被申立者が、第12条に規定する口頭審査を要求しようとする場合には、口頭審査要求書(様式第5号)により、直ちにこれを要求しなければならない。

(勤務に関する指示等)

第11条 本部長は、規律違反の事案の審査を委員会に要求した場合において、必要があると認めるときは、申立ての調査及び審査の間、被申立者の勤務に関し所要の指示をし、及び被申立者の保管する使用期間の満了しない支給品又は貸与品を所属長に保管させることができる。

(委員会の審査)

第12条 委員会は、本部長から第10条第1項に規定する審査の要求があったときは、速やかに審査を行うものとする。ただし、被申立者が、口頭審査を要求したときは、その要求のあった日から7日間は委員会の審査を行うことができない。

2 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、被申立者が要求した場合又は委員会が必要と認めた場合には被申立者その他関係者の出席を求めて、口頭審査によることができる。

3 委員会は、委員長、副委員長及び委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 委員会の審査は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(除斥)

第13条 委員長、副委員長及び委員は、自己又はその親族に関する事案の審査に参加することができない。

(口頭審査の手続)

第14条 委員長は、口頭審査を要求した被申立者に対し、速やかに委員会における審査の期日及び場所を通知するとともに、申立書の写しを送達しなければならない。

2 口頭審査は、被申立者が出席した上で行うものとする。ただし、被申立者が相当の理由がなく出席しないとき、又は再度の呼出しにも応じないときは、この限りでない。

3 委員長は、規律違反を申し立てた者の側の証人の出頭又は証拠の提出を要求することができる。

4 被申立者は、委員会の審査の期日の3日前までに委員長に対し、要求書(様式第6号)により被申立者の側の証人の呼出しを要求し、又は必要と認める証拠を提出することができる。

5 委員長は、前項の要求を受けた場合には、被申立者側の証人を委員会に呼び出さなければならない。

(委員会の勧告)

第15条 委員会は、懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を決定し、委員長から勧告書(様式第7号)により本部長に勧告するものとする。

(辞令の様式及び交付等)

第16条 懲戒処分は、当該職員に対し、懲戒処分書(様式第8号)及び処分説明書(様式第9号)を交付して行うものとする。

2 前項の懲戒処分書の交付に際し、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合において県報に掲載することとなるときは、懲戒処分に関する公告(様式第10号)によりこれを行うものとする。

(訓戒等)

第17条 本部長は、被申立者の規律違反が軽微なものであって、懲戒処分を要しないと認めるときは、口頭により、又は訓戒(注意)書(様式第11号)の文書を交付して、訓戒又は注意を行うことができる。

2 本部長は、被申立者の規律違反が極めて軽微なものについては、前項の訓戒又は注意を警務部長又は所属長に行わせることができる。

付 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 茨城県地方警察職員の懲戒の取扱に関する訓令(昭和29年茨城県警察本部訓令第23号。以下「旧訓令」という。)は、廃止する。

- 3 この訓令の施行の際現に旧訓令の規定により手続中の事案については、この訓令の規定によりその手続がなされたものとみなす。

付 則 （昭和35年10月5日本部訓令第16号）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日以後においても、なお、従前の様式による用紙が残存している限り、これを使用してもしつかえないものとする。

付 則 （昭和35年12月20日本部訓令第26号）

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則 （昭和37年3月23日本部訓令第1号）

この訓令は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則 （昭和39年3月25日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 （昭和40年2月24日本部訓令第1号）

この訓令は、昭和40年4月1日から施行する。

付 則 （昭和42年9月21日本部訓令第13号）

この訓令は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則 （昭和43年3月28日本部訓令第2号）

この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 （昭和46年7月8日本部訓令第12号）

この訓令は、昭和46年8月1日から施行する。

附 則 （昭和47年10月30日本部訓令第16号）

この訓令は、昭和47年11月1日から施行する。

附 則 （昭和49年3月22日本部訓令第1号）

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 （昭和53年3月31日本部訓令第1号）

- 1 この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 （昭和55年3月31日本部訓令第6号）

- 1 この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 （昭和56年3月19日本部訓令第7号）

- 1 この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 （昭和56年3月31日本部訓令第16号）

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 （昭和60年9月26日本部訓令第12号）

- 1 この訓令は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 （昭和62年3月27日本部訓令第8号）

- 1 この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 （平成6年9月30日本部訓令第21号）

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 （平成8年10月21日本部訓令第15号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成11年3月11日本部訓令第3号）

この訓令は、平成11年3月18日から施行する。〔以下略〕

附 則 （平成13年3月19日本部訓令第1号）

- 1 この訓令は、平成13年3月29日から施行する。〔以下略〕
- 2 この訓令の施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 （平成15年3月13日本部訓令第7号）

この訓令は、平成15年3月19日から施行する。

附 則 （平成17年4月28日本部訓令第12号）

この訓令は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 （平成19年3月29日本部訓令第4号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成25年10月18日本部訓令第17号）

この訓令は、平成25年10月18日から施行する。

附 則 （平成25年12月20日本部訓令第20号）

この訓令は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 （平成26年5月12日本部訓令第17号）
この訓令は、平成26年5月12日から施行する。

附 則 （平成27年3月23日本部訓令第7号）
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年7月17日本部訓令第15号）
この訓令は、平成27年7月17日から施行する。

附 則 （平成28年3月25日本部訓令第5号）
この訓令は、平成28年3月28日から施行する。

附 則 （平成28年3月31日本部訓令第12号）
（施行期日）

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの訓令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの訓令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

< 様式略 >